

## 林野公共事業の事業評価第三者委員会概要

1 日 時 平成20年7月4日 13時20分から15時20分

2 会 場 四国森林管理局3階会議室

3 出席者

○ 第三者委員

渡邊法美委員、笹原克夫委員、横川和博委員、川合通子委員、古谷純代委員

○ 森林管理局

森林整備部長、治山課長、治山技術専門官、森林整備部専門官、治山課設計指導官、国有林治山係長、民有林治山係長、企画調整室長、企画調整室企画官

4 議事内容

事務局より、事業評価（期中）の対象となる国有林直轄治山事業 2地区、民有林直轄事業 3地区及び民有林直轄地すべり防止事業 4地区について事業の概要、進捗状況、地元意見等について説明。委員から出された主な意見は以下のとおり。

（委員） 森林の意義や重要性などについて便益として算出できるか。

（事務局） 環境保全便益としての炭素固定便益以外には、評価因子の中で森林の効果を直接評価している項目はない。

（委員） 同一エリアで復旧治山事業と地すべり防止事業が行われる場合、便益の算定においては、同一の人家や農耕地であっても、それぞれの事業の保全対象としてとらえることが社会経済的にも大変重要である。

（委員） 西熊山復旧治山事業の災害防止便益のうち山地災害防止便益の評価額が6.1億円となっており、人家45戸に対し、過大ともとれる。

（委員） （西熊山を流れる）物部川は大雨による災害が多々あり濁水が問題となった。山地の崩壊は下流域に大きな影響を及ぼすことから、下流域の環境面に対する事業の効果も評価できるよう検討願いたい。

（委員） 中長期的な視点に立ちデータを蓄積し、将来の災害予防のための評価ができないか。

（事務局） 評価額の算定は、林野庁から示されたマニュアルに沿って行っている。事業評価において下流域への効果等環境面の便益を算出することは難しいが、データを蓄積しつつ事業評価への反映について検討していきたい。また、西熊山復旧治山事業については、濁水の低減を含めた環境面での便益を反映する算定方法、また、全体の便益に比べ山地災害便益が大きいこと、について今後検討されたいとの意見があったことはこれからの検討課題とさせていただきたい。

（委員） 計画や評価の思想が社会情勢に応じてどう変化してきたか、整理し説明してもらえると事業評価の有効性が増すと考える。

（事務局） 今後の事業評価において、全体計画における位置づけ等も踏まえ説明して参りたい。